

主要論点に係る検討について(総括表)

「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「基準」と表現
「バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編、車両編)」を「ガイドライン」と表現

	論点	見直しの方向性	今後の検討
1	段差解消されたバリアフリールート複数化について	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
2	乗換ルートのバリアフリー化について	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
3	エレベーターかごの大きさ等について	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
4	エレベーターへの優先マークの表示について	基準化	ガイドライン改訂検討委員会において、基準化に伴うガイドライン記載内容について検討。
5	トイレのバリアフリー化について(機能の分散配置、便房への機能の表示)	基準化	ガイドライン改訂検討委員会において、基準化に伴うガイドライン記載内容について検討。
6	誘導案内について	基準化も視野に引き続き検討	乗換ルートのあり方と併せて継続検討。 ※過去実施された調査の結果等、技術的内容についてはガイドライン改訂検討委員会において検討。
7	運行等に関する異常時の情報提供及び避難誘導等に関する非常時の情報提供について	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
8	プラットフォームの内方線付き点状ブロックの設置について	基準化	ガイドライン改訂検討委員会において、基準化に伴うガイドライン記載内容について検討。
9	プラットフォームと車両床面の段差及び隙間の解消について	引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
10	鉄道車両の車椅子スペースについて	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
11	ノンステップバスについて	基準化も視野に引き続き検討	本検討委員会にて継続検討。
12	ユニバーサルデザインタクシーについて	ガイドラインにて記載	ガイドライン改訂検討委員会において、記載の充実を検討。